# 「瀬戸内海国立公園指定90周年」シンボルマーク使用規約

令和5年9月12日 瀬戸内海国立公園指定90周年記念式典実行委員会

### 1. 目的

「瀬戸内海国立公園指定90周年」シンボルマーク使用規約(以下、「本規約」)は、令和6年3月16日に瀬戸内海国立公園が指定90周年を迎えるにあたり、「瀬戸内海国立公園指定90周年」関連イベントを開催する団体・事業者等が、「瀬戸内海国立公園指定90周年」シンボルマーク(以下、「シンボルマーク」)を使用するに際して、遵守すべき事項を定めるものです。

### 2. シンボルマークのデザイン



平成16年、指定70周年時に中国四国地方環境事務所がセーラー広告株式会社岡山本社の無償協力の申し出を受けて共同制作したものを、瀬戸内海国立公園のシンボルマークをとして使用しています。瀬戸内海国立公園の大きな特徴である多島海景観をデザインしたものです。瀬戸内海国立公園指定90周年にあたりそのシンボルマークを一部改変し、指定90周年のシンボルマークとしました。

#### 3. シンボルマークの使用

- (1)「瀬戸内海国立公園指定90周年」関連イベントを開催する自治体・団体・事業者等は、シンボルマークを使用して広報・周知活動を展開することができます。
- (2) シンボルマークの使用を希望する自治体・団体・事業者等は、事前に、別記様式「使用規約同意書」を 瀬戸内海国立公園指定90周年記念式典実行委員会(以下、実行委員会)に提出することにより、シン ボルマークを使用することができます。提出内容に変更が生じた場合は、速やかに実行委員会に報告 してください。
- (3)「使用規約同意書」を受理された団体・事業者等は、他人にシンボルマークの使用権を再許諾または譲渡等することはできません。
- (4) 次の各項のいずれかに該当する場合は、いかなる場合もシンボルマークを使用することはできません。 ・公序良俗に反するものに使用すること。

- 法令および規則などに違反するものに使用すること。
- ・シンボルマークは、特定の製品の性能を示すものではなく、特定の商品名やブランド名として使用すること。
- ・本規約に反して使用すること。
- (5) シンボルマークを使用する団体・事業者等は、別添「瀬戸内海国立公園指定90周年 シンボルマーク 使用マニュアル」を遵守してください。このシンボルマークと誤認される類似のマークは、使用しないで ください。
- (6) シンボルマーク使用に関する諸解釈の権限は中国四国地方環境事務所国立公園課長に属します。
- (7) シンボルマークを使用した表現・表示については使用者の責任で、関係法令等を遵守のうえ、十分に 留意してください。使用に関するクレーム等には、実行委員会および環境省、岡山県、倉敷市は一切 責任を負わないこととします。
- (8)「使用規約同意書」の記載内容によっては受理しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

### 4. 使用期限

令和7年3月15日まで

### 5. 使用状況の報告

シンボルマーク使用後速やかに、実際に使用した印刷物等の写真またはデータを実行委員会へ提出してください。

#### 6. 使用料

シンボルマークの使用料は無料です。

## 7. 著作権

シンボルマークの著作権は環境省中国四国地方環境事務所に帰属します。

#### 8. 遵守事項

- (1)シンボルマークを使用する自治体・団体・事業者等は、関係法規・本規約を遵守するとともに、シンボルマークの機能と品位を損なうことのないように努めるようお願いいたします。
- (2)シンボルマークの使用にあたって要する費用の一切は、第三者との係争、審判、訴訟等について要した費用を含め、使用者が負担するものとします。
- (3)シンボルマークを使用する団体・事業者等は、シンボルマーク使用に起因して第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、実行委員会および環境省、岡山県、倉敷市は関知いたしません。

## 9. 規約の変更

本規約は、実行委員会により、事前の通知なく、必要に応じて変更される場合がありますので、ご承知ください。